

函館市私有林整備支援事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、私有林所有者の森林経営意欲の増進を図り、林業生産活動の活性化および森林の持つ多面的な機能の発揮などにつなげるために交付する私有林整備支援事業補助金の交付に関し、函館市補助金等交付規則（昭和62年函館市規則第43号。以下「規則」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 函館市長（以下「市長」という。）は、市内の森林経営計画の認定を受けた私有林所有者（企業にあっては中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に該当するものに限る。）および私有林所有者から森林環境保全整備事業等を受託したもの（以下「補助対象者」という。）が実施する北海道から森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通達）または合板・製材生産性強化対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知）に基づいて採択を受けた森林整備事業（以下「道採択事業」という。）に要する経費の一部について予算の範囲内で補助するものとする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は次のとおりとする。ただし、算出した補助金の額に1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- (1) 造林事業にあっては、北海道で定める標準経費に別表1の補助率を乗じて得た額を限度とする。
- (2) 保育および保護事業にあっては、北海道で定める標準経費に別表2の補助率を乗じて得た額を限度とする。
- (3) 前各号により算出した補助金の額および道採択事業で北海道が交付決定した補助金の額の合計額が、当該事業の実施に要する経費を超えないものとする。

(事業の計画等)

第4条 補助対象者は、補助を受けて事業を実施しようとする場合は、市長が別に定める期日までに事業実施計画書（別記第1号様式）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は、前項の事業計画を変更するときは、変更事業実施計画書（別記第2号様式）を市長に提出しなければならない。

(事業の承認等)

第5条 市長は、前条各項が規定する事業実施計画書および変更事業実施計画書の提出があった場合は、これを補助対象として承認しなければならない。ただし、必要があるときは、補助対象者の意見を聴取のうえ、事業量の調整をすることができるものとする。

(竣工検査)

第6条 竣工検査については、道採択事業において北海道が実施した竣工検査をもってこれに代えることができるものとする。

(交付申請)

第7条 補助対象者は、前条が規定する竣工検査が完了し、かつ第2条の規定により、北海道が事業を採択した後、速やかに規則第7条が規定する補助金等交付申請書を市長に提出しなければならない。

(実績報告)

第8条 市長は、補助対象者が前条の書類を提出したときは、規則第17条が規定する実績報告書が提出されたものとみなすものとする。

(補助金の返還等)

第9条 補助対象者は、道採択事業において補助金の返還が生じる行為を行う場合は、あらかじめ市長にその旨を届け出るとともに、交付を受けた補助金に相当する額を返還しなければならない。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 函館市森林整備対策事業実施要領（平成7年4月1日施行）は令和2年度に市が交付決定をした補助金の額の確定がすべて終了した日の翌日をもって廃止する。

造林事業促進補助率

別表 1 (第 3 条関係)

区 分		補助率	
造林事業	広葉樹	保安林 31%	普通林 29%
	針葉樹	保安林 29%	普通林 26%

別表 2 (第 3 条関係)

区 分		補 助 率	
保 育	下刈 1 回	保安林 13%	
	下刈 2 回		
	除 伐		
	保育間伐		
	間伐 (搬出)		普通林 10%
	枝払 (枝打)		
保 護	野そ駆除	普通林 10%	
	作業道新設 (碎石有)		

別記第1号様式

年度（ 年度） 私有林整備支援事業実施計画書

事 項		林 種	面積等 (ha m)	補 助 金 額
人工造林	広葉樹	保安林		円
		普通林		円
	針葉樹	保安林		円
		普通林		円
保育・保護	下刈 (1回刈)	保安林		円
		普通林		円
	下刈 (2回刈)	保安林		円
		普通林		円
	除伐	保安林		円
		普通林		円
	保育間伐	保安林		円
		普通林		円
	間伐(搬出)	保安林		円
		普通林		円
	枝払(枝打)	保安林		円
		普通林		円
	野そ駆除	保安林		円
		普通林		円
	作業道新設 (碎石有)	保安林		円
		普通林		円
計				円

別記第2号様式

年度（ 年度） 私有林整備支援変更事業実施計画書

事 項		林 種	面積等 (ha m)	補 助 金 額
人工造林	広葉樹	保安林		円
		普通林		円
	針葉樹	保安林		円
		普通林		円
保育・保護	下刈 (1回刈)	保安林		円
		普通林		円
	下刈 (2回刈)	保安林		円
		普通林		円
	除伐	保安林		円
		普通林		円
	保育間伐	保安林		円
		普通林		円
	間伐(搬出)	保安林		円
		普通林		円
	枝払(枝打)	保安林		円
		普通林		円
	野そ駆除	保安林		円
		普通林		円
	作業道新設 (碎石有)	保安林		円
		普通林		円
計				円